

3 森林利権

81 昭和2年1月5日

在ソ連邦田中大使より
幣原外務大臣宛(電報)

森林利権契約原案の解釈に関するソ連側利権

局の覚書について

モスクワ 1月5日後発
本省 1月6日後着

第三号

林業組合藤田へ梅浦ヨリ

其後ノ交渉ニ依リ「鮮銀浦塙支店カ現在為シツツアル送金及両換ノ業務ヲ継続スル限り利権者カ同銀行ヲ通シ四十三

条ニ依ル事業用資金ヲ送金シ且両換スル事ヲ妨クルモノト解スヘキモノニアラス」トノ文意ニテ利権局ヨリ四十三条

ノ解釈的覚書ヲ正式調印ト同時ニ交付ヲ受クル事ニ協定本問題ヲ解決セリ将来法規ノ發布ニ依リ一般人民カ鮮銀ヲ通

シテ送金及両換ヲ為ス事ニ関シ或種ノ制限ヲ加ヘラルニ至ル如キ事アラハ利権者モ亦同様ノ制限ヲ受クル虞ナキニアラサルモ之レ以上折衝ノ余地方法ナシ一両日中改訂契約案ニ仮調印ヲ為シ十二日閣議ニ付シ決定スル予定ナルヲ以

テ既送契約文熟覽ノ上不同意アラハ後電ニテ急報アリタシ前渡金二十万留ハ前回ノ例モアレハ大事ヲ執リ閣議通過後電送ヲ請フ事ニスヘシ

82 昭和2年1月20日

在ウラジオストック渡辺總領事より
幣原外務大臣宛

森林利権契約成立に関するウラジオストック

管区機関紙記事について

(2月3日接受)

公第四八号 昭和二年一月二十日

在浦潮斯德 総領事 渡辺 理恵(印)

外務大臣男爵 幣原 嘉重郎殿

日露森林利権契約成立ニ關スル件

当管区機関赤旗紙ハ日露森林利権交渉ノ成立ニ關スル莫斯科発「タツス」電ヲ第一面ニ掲タルト共ニ利権地ヲ地理的ニ説明シ且ツ沿海地方木材ヲ歴史的ニ解剖セル記事ヲ掲ケ今回ノ利権契約ハ沿海地方ノ植民事業及農業ノ發展ニ貢献

スルトコロ大ナルヘシト述ヘタルカ右記事中ノ一ヲ訳出シ
切抜送付旁々供貴覽

写送付先 在露大使

(別紙)

日露森林利権契約ノ調印ニ就テ

沿海州ハ富裕ナル地方ニシテ目下自己ノ生産力ヲ展開シツツアリ吾人ハ右生産力カ如何ニ蓄積セラレアルヤ新実力カ毎年如何ニ打開シツツアルヤ同地方ノ経済カ如何ニ強大トナリ振興シツツアルヤノ証人ナリ

沿海州ノ天然富源カ久シキ以前既ニ外國資本ノ貪欲ナル視線ヲ引キタルハ故ナキニアラス又日本ノ資本界カ沿海州ノ或ハ山河湖ヲ或ハ其峨々タル岸ヲ洗フ太平洋ノ水域ヲ或ハ

通行困難ナル神秘ノ密林ニ貪欲ノ眼ヲ注キタルハ事由ナキニアラス

同地方ハ又珍ラシクモ大洋ニ対スル直接ノ出路テフ地理的形勝ノ地位ヲ占ム右ハ沿海州ノ天然富源ヲ世界市場ニ接近セシムルヲ以テ其価値更ニ大ナラシム

森林ハ鉱物及魚類富源ト共ニ極東地方基礎的資源ノ一ナリ紅松、蝦夷松、落葉松、櫻松、小量ナレドモ櫟、堅果樹「バ

テ既送契約文熟覽ノ上不同意アラハ後電ニテ急報アリタシ前渡金二十万留ハ前回ノ例モアレハ大事ヲ執リ閣議通過後電送ヲ請フ事ニスヘシ

造材ハ主トシテ「アモグー」「タホベ」「クフツウン」「テルネエイ」「ジイギト」「テチュヘ」「マイヘ」及「ニコリスク、ウスリー」郡ノ如キ部落ニ於テ行ハレタリ
當時特ニ日本人ノ好ム新規木材並例ヘハ榎松、蝦夷松及落葉松ノ如キ曾ツテハ販路ヲ有セサル木材ニ対スル需要ハ出現セリ

此ノ時ニ当リ日本ハ支那及英國等幾多ノ大外國市場ヲ掌握セントシ国内ニ於テ製材業ヲ拡張シタルカ之ト同時ニ燐寸

製造及製紙業ハ発達シ製紙工場数ハ増加シ斯クテ原料ノ必要ハ榎松及蝦夷松ノ日本市場ニ対スル進出ヲ惹起セリ

日本ノ森林ハ伐採シ尽サレ自國ノ木材ハ少量ナルヲ以テ日

本資本カ沿海州木材ニ取付キタル貪欲サニ至リテハ想像ノ限リニアラス

一九二一年ニハ沿海州森林ニ於ケル日本人ノ掠奪的經營ヲ禁止スル手段ハ講セラレタリ當時日本ハ伐採ノ為林区獲得ノ直接權ヲ取得セント大イニ努力セシカ功ヲ奏セサリキ

極東ニ於ケル「ソヴィエト」政權ノ設定ト共ニ地方天然富源ノ開發ニ対シ大前途ハ展開セラレ無產階級國家經濟力ノ強大增進ノ為全經濟的可能性ノ合理的利用ヲ根本主義ハ

等市場ニ於ケル同材ノ配給方面ニ於テ日本ハ現在著名ノ役割ヲ演シツツアリ

韃靼海峡沿岸ニ於ケル日本利権ハ前記以外ニ現在ハ殆ント住民ナク未開ニシテ荒涼タル地方ノ經濟的發展ヲモ助成スヘク同地方ニ於ケル林業ノ展開ハ勿論植民ヲ招來スルト共ニ現在ハ殆ント皆無ナル農村經濟振興ノ基礎トナラン

(一月二十日赤旗紙)

83 昭和2年2月2日 在ハバロフスク川角總領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)
漁業交渉および林業交渉等に関するソ連側

現地責任者内話

本省 2月3日前着
ハバロフスク 2月2日後発

第一六号

頃日極執議長「ガマルニク」ニ会談ノ要領御参考迄左ノ通(一)「ガマルニク」ハ漁業會議ハ満一ヶ年以上トナリタル处分ノ當路者ヨリ聞ク処ニ依レハ専門委員会本會議等ニテ最早双方ノ議論ハ尽キ居リ露国側ハ日本側ノ讓歩ヲ待チ居ル次第ナルカ結局今後ノ仕事ハ如何ニシテ妥協点ヲ

之カ開發ノ基礎トセラレタリ一九二二年ニハ既ニ對外市場輸出材ヲ伐採スヘキ林区ハ計画セラレ當時旧沿海県及沿黒龍県内ニ於テ外國市場向ケ木材伐採ノ為千五百六十九万露町ノ大森林ハ割当テラルルコトトナレリ

競争シ沿海州材ノ對外市場進出ヲ著シク助成シタルヤ論ナ論日本人ナリ彼等ハ木材市場ヲ掌握セントシ米國ト盛シ

沿海州ニ於ケル造材拡張ノ成否ハ隣邦市場ニ於テ米國材ノ競爭ノ意義ニ於テ沿海州材カ活況ヲ呈シアリヤ否ヤニ著シキ關係ヲ有ス

沿海州特ニ日本資本カ沿海州木材ノ伐採及開發ニ着手スル一事ハ既ニ同木材カ最近接外國市場ノ獲得ニ成功スヘキコトヲ極メテ明瞭ニ確証ス特ニ沿海州材ハ現在主トシテ日本ニ供給セラレツツアリテ日本資本ハ同地方ニ於テ作業セル個人林業企業ニ對シ資金ノ提供ヲ中止セサリキ

沿海州材ノ技術上ノ品質ハ米國ノ掌中ニ在ル歐州市場ニ對シ広大ナル販路ヲ期待スルコト能ハサルヘキモ日本支那及豪州ノ近接市場ニ於ケル之カ販売ハ全然可能ナリ而カモ之人

「ガ」ハ總括契約ハ満期ニ付本年度競売ノ方法ハ莫斯科ノ訓令如何ニ依リ決定スル筈ナリト付言セリ

(二)「ガ」ハ林業交渉ノ成立ハ日露經濟的提携ノ為慶賀スル処ニシテ今後統々日本當業者カ極東露ノ各種企業ニ着手投資セン事ヲ希望スト述ヘタルニ付本官ハ我國ノ資本並ニ技術カ當地方ノ經濟的復興ニ資シ得ヘキ事項調査ニ關シ便宜供与方申入レ置キタリ因ニ右會談數日後極執機關紙ハ林業利権ノ調印ヲ發表シ又二日ノ同紙ハ「極東露ニ於ケル利権ノ現状」ト題スル記事ヲ報道セルニ付郵報

(三)前項ニ関シ本官ハ北樺太鉄業會社日露從業員ハ昨春以來採炭又ハ經濟探偵ノ嫌疑ニテ「ゲペウ」官憲ニ逮捕監禁セラレ其都度抗議ノ結果極執行政部ノ尽力ニ依リ無罪釈放セラレタル處從来出先「ゲペウ」官憲ノ本邦當業者ニ對スル態度ハ誠ニ面白カラス現ニ最高幹部タル貴下カ日露經濟的提携ヲ唱ヘ乍ラ右ノ如キ有様ニテハ我一般企業者ハ露官憲ニ對シ鮮カラス危惧ノ念ヲ抱キ資本家ハ投資ヲ躊躇スヘシ依テ「ゲペウ」當局ニ對シ警告方ニ付其注

払フ

尚歩合印紙税トシテ毎年木代金及報償総額ノ〇・五
%ヲ支払フ

(6)社会保険料

同種国営企業ト同一ニ支払フ

(7)火災保険

全財産ヲ労農国営保険機関ニ労農政府名義ニテ且利
權者ノ費用ヲ以テ付保スヘシ

(8)木代金及施行案費ノ前納

契約署名ノ際利權者ハ契約上一九二七年十月一日迄
ニ納入スヘキ木代金第一回納金ニ対スル前渡金トシ
テ十二万五千留及一九二七年五月一日ニ納入スヘキ
施行案費第一回納金ニ対スル前渡金トシテ七万五千
留合計二十万留ヲ農務部ニ納入ノコト

B 契約履行ノ保証 利權者ハ「ソヴィエト」連邦内及
外国ニ在ル自己ノ全財産ヲ以テ契約ノ履行ヲ保証ス

C 生産最低限 年伐採数量ハ七百五十万立方呎以上ト
ス

D 労働者住宅及林務當局住宅建設義務ヲ有ス

五、其ノ他ノ重ナル条項

(1)工場設立権 特別許可ヲ得テ木材工場等ヲ設ケ得

(2)機械類日用品類ノ輸入ハ関税輸入許可料又間接税支払
ヲ条件トス

(3)船舶ノ港湾入港及出港 利權者ノ船舶ハ一切ノ港務税
及手数料ヲ支払フ事ヲ条件トシテ開港場及積取地点ニ
出入シ得

(付録)

極東森林利権契約要領

(昭和二年一月六日露領林業組合提出ノ契約訳文
ニヨル)

極東森林利権契約要領

第一条 特定地域ニ於ケル林業木材輸出木材原料工業等ヲ
経営スル權利ヲ供与セラル

第二条 現行及将来ノ法令ヲ遵守ノコト

第三条 法人格ヲ有ス

第四条 利權者ハ契約ノ範囲内ニ於テ自由ニ企業ヲ支配管
理ス

第五条 不法ニ没収徵發セラルコトナシ

E 「ソヴィエト」連邦ヘノ送金等ニ関スル義務

(1)事業資金ノ全部ヲ國立銀行支店ヲ經テ外國貨ヲ以テ
露國ニ送金スヘシ右外貨ノ両換ハ当日ノ浦潮公定相
場ニヨル（但本項ハ鮮銀ヲ通シ送金及両換スルヲ妨
ケサル趣旨ナル旨ノ覚書ヲ労農局ヨリ受クルコトト
ナレリ）

(2)各事業年度内ニ露國ニ送ル外貨總額ハ施行案費但家
屋建設費等ヲ除キ当該年度内ニ払下クル木材各一立
方呎ニ付二十一哥ヲ下ルヘカラス

(3)一九二七年九月三十日ヲ終リトスル第一事業年度ニ
於テハ利權者ハ各種前渡金及諸税ノ如キ定期納金ヲ
政府ニ納入スル為及当該年度ノ經常費ノ為露國ニ於
テ消費スヘキ金額ヲ送金スヘシ

(4)契約期間中露國ヨリ資金ヲ輸出スルヲ得ス

F 労働法ヲ遵守スヘシ外国人使用率ハ(1)事務員技手以
上ハ三五%(2)労働者二五%

G 契約満期後建物機械設備等ハ一切無償ニテ政府ニ交
付ス但貯蔵材料食料日用品製品資金等ハ利權者ノ所有
トス

第六条 企業ヲ組成スル財産ハ讓渡担保トナスヲ得ス不要
材料ハ此限りニアラス

第七条 企業財産ノ修復及更新ノ為銷却資金ノ積立ヲ要ス

第八条 政府側ヨリスル利權者ノ権利侵害行為ニ付政府ハ
損害賠償ノ責ヲ負フ

第九条 政府ハ事業監督権ヲ有ス決算報告其他ノ義務ヲ利
權者ニ課ス

第十条 研究ノ為政府派遣ノ技師及技手ノ出入ヲ許スヘキ
モノトス

第十一條 相手方カ不可抗力ニヨル契約ノ履行不能ノトキ
ハ右履行ヲ延期又ハ免除ス

第十二条 契約上ノ権利義務ヲ政府ノ許可ヲ得テ第三者ニ
譲渡シ得殊ニ一ヶ年内ニ組織セラルヘキ本利権經營ヲ目
的トル会社ニ譲渡スルコトヲ得

第十三条 「ソヴィエト」連邦内ニアル内外銀行ト取引ノ
自由ヲ有ス

第十四条 契約義務ノ履行ニ關シ利權者ハ「ソヴィエト」
連邦内及外国ニ於ケル自己ノ全財産ヲ以テ保証ス

第十五条 本契約ハ一九三三年六月一日迄有効トス但契約

ノ更新ニ付交渉シ得

ノトス)

第十六条 利権地域ハ約百十万「ヘクター」ニシテ即第七
「シユルクム」第十「ハージヤ」第十一「コツピ」ノ
三林区トス

第十七条 利権者ハ本契約ノ条件ニヨリ決定セラルヘキ払
下予定材積ヲ毎年利用シ得ルモノトス

第十八条 森林整理(施業案)費六十五万留ヲ利権者負担ス
右金額ハ契約有効当初三暦年間六回ニ等分シテ五月一日
及十二月一日迄ニ納入ス但第一回ハ一九二七年五月一日
迄ニ納入ノコト

政府ハ右納入金ニ從ヒ林区ノ森林整理ヲ為ス但最終納金
ヲ受ケシ後一ヶ年内ニ完了ノコト

第十九条 森林整理完了後六ヶ月内ニ農務部ハ林業經理案
ヲ制定ス但右案作成ニハ利権者ノ考案ヲ商量スヘシ

第二十条 各年伐区ノ分割ハ利権者ノ負担ニ於テ農務部地
方機關之ヲ行フ各伐区分割料ハ面積一「ヘクター」ニ付
一留ツツノ計算ニテ定ム該金類ハ毎年四月一日迄ニ極東
山林局ニ払込ノコト

(事業年度ハ十一月一日ニ始まり九月三十日ニ終ルモ

第一伐区ノ伐採ハ一九二七年十月一日以後ヨリ着手スヘ
シ

第二十七条 年伐数量ハ七百五十万立方呎以上ト定ム
第二十八条 林業經理案作成完了迄木材ノ計算ハ伐採木材
ノ数量及材質ニヨル爾後ノ計算ハ面積及株数ニヨリ行フ
コトアルヘシ

第二十九条 計算ノ為行フヘキ木材ノ土場巻ハ利権者ト林
務官ノ協定セル個所ニテ行フ該個所利用ニ付租借料ヲ徵
スルコトナシ

第三十条 木材全部ハ材種別及樹種別ニ各土場ニ巻立テ各
土場ハ同一長サノ材種ニ分チ且末口ヲ一方ニ向ケ推積ス
ヘシ

第三十一条 木材ノ検収ハ各土場個所ニ於テ春秋二回林務
官之ヲ行フ

第三十二条 木材ノ検収完了後二週間に内ニ林務局當局ハ檢
取調書ヲ作成ス本調書ハ納金計算上ノ精算証書タルモノ
ナレハ林務當局ノ代理官及利権者ノ代理人双方共署名ス
利権者代理人調書記載事項ニ不同意ノトキ其ノ抗議及陳
情ヲ記載シ得

ノトス)

第二十二条 各年ノ伐採ニ對シ林務官ヨリ伐木切符ヲ交付
ス右切符ニヨラサル伐採ハ盜伐ト認メラル
第二十三条 利権者ハ立木樹脂枯木皮根等ヲ利用スル権利
ヲ有ス

通信道路溝渠防火設備建物等ヲ設クル為特別ニ林地ヲ切
開キ得

第二十四条 森林障害及廃滅予防法ヲ講スヘキモノトス

第二十五条 利権者ハ一定ノ大サノ針葉樹、白楊及胡桃ノ
立木全部ヲ損傷木全部ト共ニ伐採スルノ義務ヲ有ス
第二十六条 六ヶ年伐区ヲ伐採シ得ルモノトス

第三十三条 丸太ノ寸検ハ長サ及樹皮ヲ除キタル末口ノ直
径ニヨリ行フ丸太ノ材積ハ「ルイススキ」教授ノ計算
表ニ基キ円錐体計算方法ニヨリ算出ス

第三十四条 農務部機関ハ利権者ノ伐採セル木材ヲ汽船積
込地ニ於テ検算シ得但木材積込汽船ノ出帆ヲ停滞セシメ
サルコトヲ条件トス

右検算ニ際シ三十二条指定ノ検収書ニ比シ超過材積アル
トキハ右隠匿木材ニ対シ契約価格ノ三倍ノ罰金ヲ徵収ス
ルモノトス

第三十五条 利権者代理立合ノ上伐区検収ヲ行フ

第三十六条 各伐区地ノ掃除ハ利権者之ヲ行フ

第三十七条 檢収セラレタル木材ハ五十六条ニ基キ予定評
価ニヨル木代金全部ヲ支払ヒタル后始メテ利権者ノ処理
ニ帰ス夫レ迄ハ木材ハ政府ノ處有トス

第三十八条 特別許可ヲ得テ木材ヲ原料トスル機械的及化
学的工業ノ為各種工場ヲ建設シ得

第三十九条 利権者ハ法律ニ從ヒ労働者住宅ヲ建設スル義
務ヲ有ス

第四十条 利権者ハ契約発効後二年間ニ林務當局ノ為農務

当局ノ設計スル建家二十三棟ヲ自費ニテ建設スヘシ右經費ハ無料ニテ払下ケラル木材ノ価格ヲ除キ総額五万留メ内ト定ム右建物ハ農務部ノ処理ニ帰ス

3
契約発効ノ日ヲ始メトシ一九二七年九月三十日ヲ終
トスル第一事業年度ニ於テハ利権者ハ巨額ノ費用ヲ実
施スル為定例納金（各種前渡金及諸税）ヲ政府ニ納付

尚契約発効後二年間ニ利権企業ニ必要ナル付属家屋（事務所企業監督部員宅倉庫等）ヲ五万留ヲ下ラサル額ヲ以テ建設スヘシ

4 各事業年度終了後一箇月内ニ本条各項履行ニ関スル
スル為並當該年度ノ經常費ノ為露國ニ於テ消済スヘキ
金額ヲ露國ニ送付スヘシ

第四十一条 利権者ハ林区所在ノ政府財産ヲ租借シ得
第四十二条 利権者ハ利権生産物ヲ加工及未加工ノ形ニ於

5 詳細資料ヲ監督機関ニ提出スヘシ
契約期間中露国ニヨリ資金ヲ輸出スルコトハ利権者

テ海外ニ輸出シ得但外国貿易法ヲ守ルヘシ生産物ノ内地販売ハ特別協定ニ依ル

ニ許可セス

第四十三条 1 利権事業用資金全部ヲ國立銀行支店ヲ経テ外國貨ヲ以テ露国ニ送金スヘシ右外貨両換ハ當日ノ

入シ得一定ノ日用品モ関税間接税輸入許可料ヲ支払タル
上輸入シ得

浦潮公定相場ニヨリ之ヲ行フ（本件ハ朝鮮銀行ヲ經テ送金及両換スルヲ妨ケサル趣旨ナル旨労働側ヨリ覚書

第四十五条 鉄道道路水路ヲ利用シ得
第四十六条 鉄道等ヲ布設シ得

ヲ受クルコトナリタリ)
各事業年度内ニ露国ニ送ル外貨総額ノ費用

水力電氣ヲ起シ得

（施行案費家屋建設費等）ノ為送付スル金額ヲ除キ当該年度内ニ払下クル木材各一立方呎ニ付二十一哥ヲ下

又特定ノ場合策港モ為シ得
第四十八条 利権者所有及傭船ノ船舶ハ開港場及積取地点ニ懸テノ港務税及手数料ヲ支払ヒテ出入シ得

第四十九条 電話線及無電設備ヲ設ケ得

第五十条 利権者カ契約上建設ノ義務アル建物ノ為ノ敷地ハ無償ニテ分与セラル右義務ナキ建物用敷地ハ有料トス

農地ヲ租借シ得
第五十一条 普通散在鉱物（粘土砂石等）ヲ無料採取シ得

第五十二条 木代金ハ一立方呎ニ付左記ノ通り

(甲) (乙)
大丸太
中丸太
十五哥
十一哥

(八) 小丸太 六哥

(口) (イ)
大丸太
中丸太
五
五哥 九哥

(八) 小丸太 三・五哥
三、白楊 十哥

五十三条ニヨリ払下ラルヘキ薪材ニツキテハ一立方
「サージン」ニ付三留五十哥ヲ支払フモノトス

卷之三

損傷ヲ有スル用材ハ五割減トス

第五十六条 各一ヶ年ノ年代金トシテ利権者ハ四十一万二千五百留ヲ前渡納入ノコト

第一五十五条　國營企業ト同様ニ總テノ国税地方税手数料及
関税ヲ支払フ

及千夫五百レ百以万上立方	迄千二百万立方	千万立方呎迄	迄百五十万立方	放下材積
1.20	1.10	0.95	0.75 哥	哥三十
1.22	1.12	0.97	0.77 哥	哥三一
1.23	1.15	1.00	0.80 哥	哥三二
1.36	1.25	1.10	0.90 哥	哥三三
1.47	1.37	1.22	1.02 哥	哥三四
1.60	1.50	1.34	1.04 哥	哥三五
1.70	1.60	1.46	1.26 哥	以及三上夫六哥レ

右前渡金ハ十月一日及四月十五日迄ノ二期ニ分納ス

第五十七条 支払ハ露貸又ハ協定セル外貨ヲ以テス

第五十八条 労働法遵守ノコト社会保険料ハ同種国営企業

ト同一率トス

第五十九条 外国人使用率ハ(イ)事務員及技手以上ハ三五%

(ロ)労働者二十五%トス

第六十条 利権者ハ外国人使用率ハ(イ)事務員及技手以上ハ三五%

ト

第六十一条 全財産ヲ国営保険機関ニ政府名義ニテ且利権

者ノ費用ニヨリ付保スヘキモノトス

第六十二条 政府機関ハ利権者ノ本契約不履行ノトキ履行

督促ノ上罰金ヲ課シ得

第六十三条 利権者ハ前条ノ履行ヲ督促セル官憲ヲ上級機

関ニ起訴シ得

第六十四条 利権者ト第三者間ノ争議ハ「ソヴィエト」裁

判所ニ於テ解決ス

第六十五条 契約ノ解釈及履行ニ関スル政府利権者間ノ争

議ハ仲裁裁判ニ付ス右仲裁委員会ハ双方ヨリ出ス同数ノ

委員及双方協議ノ上選定スル委員長ヨリ成ル

第六十六条 契約満期後建物機械設備等ハ一切無償ニテ政
府ニ引渡サル但貯蔵材料食料日用品製品資金等ハ利権者
ノ自由処分ニ属ス

第六十七条 左記ノ場合政府ハ契約満了前利権ヲ破棄スル
権ヲ有ス

(イ)利権者又ハ利権企業ノ破算

(ロ)第六条、九条、十二条、十八条、二十六条、二十七条、
三十一条、五十四条、六十五条、五十六条、四十一条、

六十一条諸規定ノ違反

第六十八条 本契約ニ対シ普通印紙税ヲ支払フヘシ

本契約ニヨル歩合印紙税ハ毎経過年度ニ対シ政府ニ支払
フ木代金及報償ノ総額ノ〇・五%ノ割合ヲ以テ木代金等
ト同時ニ支払フ

第六十九条 契約ハ双方正式署名ノ日ヨリ発効ス

第七十条 契約書正本ハ内閣事務局ニ保管シ利権者ニ謄本
ヲ与フ

第七十一条 双方ノ法律上ノ住所ヲ定ム即政府ハ農務部ト
シ利権者ハ京橋大倉組内露領林業組合トス

第七十二条 契約署名ノトキ利権者ハ第五十六条ニ基キ一

九二七年十月一日納入スヘキ木代金第一回納金ニ対スル

前渡金トシテ十二万五千留又第十八条ニ基キ一九二七年

五月一日ニ納入スヘキ施業案費第一回納金ニ対スル前渡

金トシテ七万五千留合計二十万留ヲ農務部ニ納入ノコト

編注 払下材積表(二三三頁と二二九頁)の金額に相違があ

るがそのままとした。

85 昭和2年7月14日 在ハバロフスク川角總領事代理より

田中外務大臣宛(電報)

「露領林業組合」団体交渉の現状について

ハバロフスク 7月14日後発

第一四九号 本 省 7月15日 着

露領林業組合団体交渉ノ現状左ノ通

六月二十五日開始我方成田阿部露側莫斯科中央農林職業組
合員質銀部長「シャフノスキ」當地農林職業組合長「ラ
ストルグエフ」出席莫斯科案五十四条ノ各項ニ付討議シ
一通リ協議ヲ終ヘ七月二日ヨリ再審討議ニ移レリ未解決ノ

問題中重要ナルモノハ

(イ)先方ハ最低賃銀三十留ヲ主張シ我方ハ國営企業「ダリレ

(イ)先方ハ文化施設休憩所及職業組合費用トシテ労銀全額ノ
五「パーセント」ヲ主張シ我方ハ林業カ人力ヨリモ馬力
ニ依ル事多キ故之ヲ考慮ニ入レ三「パーセント」半ヲ要
求ス

(四)先方ハ季節労働者ニ対シ五ヶ月半ニ付解雇手当二週間分
右未滿ノ者ニハ一ヶ月ニ付二十四分ノ一(五ヶ月ニ付五
日間分)交付ヲ主張ス我方ハ斯クテハ經營上支障ヲ來ス
故別ニ企業ト農民トノ間に請負契約ヲ結ヒ之ニ依リ解雇
手当ヲ認メサル事トシ問題ヲ解決セントス

(五)先方ハ指定ノ価格ヲ以テ物資供給ノ義務ヲ要求スルモ我
方ノ実費ヲ申受クルカ止ムヲ得スハ地方「コーペラチイ
ブ」ヨリ高カラサルノ保障ヲ与フル事ヲ主張ス

在露大使ニ転電シ浦潮ニ暗送セリ

86 昭和2年8月11日 在ハバロフスク川角総領事代理より
田中外務大臣宛(電報)
「露領林業組合」団体交渉における問題点について

ついて

ハバロフスク 8月11日後発
本 省 8月12日 着

第一七〇号

往電第一四九号ニ関シ

露領林業組合団体契約ハ彼我代表共ニ終始熱誠ニ討議ヲナシ既報ノ未決事項モ略妥結ヲ見タル處契約ノ主眼タル最低賃銀ノ問題ニ至リ停頓トナリ先方ハ中央職業組合ニ稟請シ更ニ討議ヲ統ヶ我方ハ利権契約締結當時ノ事情ヲ詳説シ賃銀問題ノ協定ヲ迫レリ

本官ハ當業者ト協議シ極東利権委員会長ヲ始メ関係當局ト

懇談ヲ遂ケ賃銀ヲ國營並ミトスルノ合理的ナルヲ述ヘ契約成立ノ斡旋尽力方ヲ申入レタルカ當局トシテハ職業組合ニ對シ讓歩方ヲ命スル訳ニハ行カサルモ夫々口添ヲ約シ國營企業ハ近ク契約改訂賃銀引上ケノ筈ナレハ利権業者ニ対シ讓歩セシメラレタキ旨希望シタリ先方ハ賃銀問題ニ付テハ

仲々強硬ニシテ讓ラス依テ賃金其他未解決ノ問題ニ関シ双方話合ノ上文書ヲ公開シ交渉ハ一時中止シ成田阿部両代表ハ六日当地ヲ引揚ケ浦塙ニ向ヒタリ他ハ本件報告打合ノ為十日同地発帰朝セリ

公開文書中彼我主張ヲ異ニスル点左ノ通り

一、先方ハ本年度國營企業ノ最低賃金ヲ標準トスル能ハス新規ノ企業ニ對シ二十八留四十哥ヲ主張シ我方ハ利権契約締結當時ノ趣旨並ニ企業ノ採算上終始現在國營並二十四留ヲ固持ス

二、先方ハ労働者住宅ト現業地トノ距離ハ二基米トナシ平地ニ在リテハ三基米迄ノ増加ヲ認メ我方ハ両者ノ距離三者ノ距離三基米以上ヲ主張ス

三、先方ハ労働者用寝台備付ケヲ要求シ我方ハ不能ナリトシテ拒絶ス

四、先方ハ木材流送地ニ於ケル労働者ノ住宅ヲ毎八露里ニ建設ヲ要求シ我方ハ平均八露里トナシ特ニ最大限十露里迄ヲ主張ス

五、我方ハ利権契約締結當時ニ於ケル經濟的綱領並ニ利権企業トシテ組合ノ採算ヲ無視スルハ利権付与ノ精神ニ反

企業トシテ組合ノ採算ヲ無視スルハ利権付与ノ精神ニ反

スルト難シ先方ハ利権契約ハ労働及労働賃銀ノ条件ヲ定ムルモノニ非サル故利権契約ト團体契約トハ全然別箇ノモノナリト弁駁セリ

在露大使ヘ転電シ浦潮及亞港ヘ暗送セリ

87 昭和2年8月12日 在ハバロフスク川角総領事代理より
田中外務大臣宛(電報)

「露領林業組合」団体交渉に関する意見具申

ハバロフスク 8月12日後発
本 省 8月13日後着

第一七二号

往電第一七〇号ニ関シ

露領林業組合代表ノ實談及露側當局ト懇談ノ結果本官ノ得タル印象ニ依レハ卑見左ノ通

林業組合本部ニハ極東露ノ林業經營ニ付相当ノ知識ト經驗ヲ有スル人物少ナシ両代表ト本部トノ間ニハ意志ノ疎通ヲ欠クモノノ如シ我方ハ最低賃銀二十六留見当ニテ採算ノ見込ナキニ非サルモ兩代表ハ後日責任ヲ負ハサルルヲ恐レ本部ニ対シ申出ス露側ハ最低賃銀ニ付テ仲々強硬ナルモ二十一

八留四十哥以下ニ讓歩スルモノト思ハル賃銀以外二三ノ問

露側代表カ我方代表ニ對シ本件交渉ノ中止カ永引カサル様且林業組合本部カ極東露ノ現行林業ニ闊スル労働条件ヲ考慮ニ入レ交渉続行アランコトヲ希望スル旨申越シタルニ鑑ミ組合本部ヲシテ両代表ノ意見ニ基キ再応賃銀問題ヲモ研究調査ノ上最後案ヲ以テ速ニ交渉ヲ続行セシムルコト然ルヘキカト存ス

在露大使ニ転電シ浦潮及亞港ニ暗送セリ

88 昭和2年8月12日 在ハバロフスク川角総領事代理より
田中外務大臣宛

「露領林業組合」団体契約交渉に関する合意

文書について

機密第二四五号

昭和二年八月十二日

在ハバロフスク

総領事代理 川角 忠雄（印）

外務大臣男爵 田中 義一殿

露領林業組合団体契約交渉ニ関スル交換文書

写送付ノ件

本件ニ関シテハ往電第一七〇号ヲ以テ申進シ置タル所露側代表タル莫斯科中央農林職業組合賃金部長「シャフノフスキイ」当地農林職業組合長「ラストルグエフ」兩人連署シ露領林業組合成田阿部両代表ニ宛最低賃銀ヲ初メ未解決問題其他ニ付説明ノ上露側ハ協調ノ主旨ニ依リ多大ノ讓歩ヲナシタルヲ以テ交渉ノ遲延及之ヨリ生スルコトアルヘキ結果ハ其ノ責任ニアラサル旨七月二十九日付別紙甲号写ノ通

申越シタリ

林業組合代表ハ先方ノ申出ニ対シテハ本官トモ協議シ八月四日付ヲ以テ別紙乙号写ノ通各項ニ付説明ヲ加ヘ利権契約

締結ノ當時露側ノ諒解アリタル採算ノ標準以上最大ノ讓歩

ヲナシタルニ拘ラス先方カ之ヲ無視スルカ為双方ノ意見力相違スルニ至レルヲ以テ遺憾トナシ交渉ノ遲延若ハ之ヨリ生スルコトアルヘキ結果ニ付キテハ如何ナル場合ニ於テモ其ノ責任ヲ負フ能ハス本件報告打合ノ為帰京スルニ付最後ノ回答ヲ要求スル旨ヲ申入レタリ
林業組合代表ハ文書交換方ニ付予メ露側代表ト打合セ置キタル処先方ハ前項申入レニ対シ八月五日付ヲ以テ別紙丙号写ノ通一々弁駁シ貴代表カ林業組合本部ノ指令ヲ得サレハ貴我双方意見ノ相違セル未解決ノ問題ニ付最後ノ決定ヲナスコト能ハサルニ鑑ミ本件交渉ノ中止カ永引カサル様且林業組合本部カ諸問題解決ニ際シ極東露ニ於ケル現行森林事業ニ関スル労働条件ヲ考慮ニ入レラレンコトヲ希望ス云々ト申越シタリ
依テ右交換文書写別紙甲号乙号丙号三通原文ノ儘御参考迄茲ニ送付ス

本信写送付先 在露大使、在浦潮、亞港各總領事
89 昭和2年8月26日 在ハバロフスク川角總領事代理より
田中外務大臣宛（電報）

最低賃金問題に關し先方組合代表との会談に

ついて

本 ハバロフスク 8月26日後発
省 8月27日前着

往電第一七二号ニ関シ

第一八一号

露領林業組合ハ再三協議ノ結果最低賃銀二十四留以上ニテハ採算取レヌ故讓歩ノ余地ナシ本年事業ニ着手スルニハ八月中ニ決定セサレハ時機ヲ失ス

希望達成ノ有無同月中回答アリタク容レラレサレハ本年事業中止ニ決定ス右職業組合ヘ伝達ノ上希望達成方林業組合ヨリ本官宛二十四日直電アリタリ

然ルニ本件ニ関シテハ御訓令ニモ接セス採算上ノ懸引モア

リ直接職業組合ニ申入ルルハ甚タ面白カラスト存シタルニ

付監督官極東労働部長「グニリツキイ」ニ來電ノ趣旨ヲ伝

ヘ賃銀讓歩方ニ付尽力ヲ請ヒ後同部長立寄リノ上組合代表

「ラストルグエフ」（シャフノフスキイ代表ハ浦潮出張

中）ニ会見ノ結果左ノ通林業組合ニ御伝達アリタシ

尚此種ノ事件ニ関シテハ爾今本省經由申越サシムル様然ル可ク御配慮ヲ請フ

貴電第六四号ニ関シ

90 昭和2年9月8日 在ハバロフスク川角總領事代理より
田中外務大臣宛（電報）

最低賃金問題につきマモノフ農務庁長官への

申入れ

ハバロフスク 9月8日後発

本 省 9月9日前着

極執議長及ヒ労働部長ニ伝達シ置キタルカ職業組合ハ我方ニ交渉続行ノ意向アルト承知シ両代表ノ来哈ヲ待チ居レリ同時ニ農務庁長官「マモノフ」ニ経過ヲ説明シ難点タル最低賃銀讓歩方ニ付職業組合代表ヲ説得シ吳レル様申入レタル處「マモノフ」ハ同組合トハ既ニ三回迄協議シタルコトアリ其ノ横暴ニハ何レモ困リ居ルモ大洪水ニ依ル失業者救済「ダリレス」ノ大打撃等ノ事情モアリ農務庁トシテハ林業組合カ是非共年内ニ著業スルニ至ラムコトヲ切望スル故充分尽力スヘキ旨快諾セリ

貴電ト共ニ在露大使ニ転電シ浦潮及ヒ亞港ニ暗送セリ

91 昭和2年10月10日 在ハバロフスク川角総領事代理より
田中外務大臣宛(電報)

最低賃金問題に関する妥協成立について

ハバロフスク 10月10日前発
本 省 10月10日後発

第一九七号

往電第一九三号ニ関シ

其後小沢代表ト協議ノ上労働部長ニ懇談ヲ重ネタル結果貯銀及係数ハ双方妥協ヲ観タルモ先方ハ組合納金額ノ最後的

一、最低賃金二十六留

二、先方ハ労働者用「バラック」ト現業地トノ距離ヲ三基米又木材流送地ニ於ケル労働者用「バラック」間ノ距離平均八基米最大限十基米ト讓歩ス

三、我方ハ労働者用「バラック」ニ寝台備付ヲ認ム
莫斯科、浦潮、亞港ヘ転電セリ

93 昭和3年9月8日 在ハバロフスク山口總領事より
田中外務大臣宛(電報)

「露領林業組合」団体契約改正案の提議について

ハバロフスク 9月8日後発
本 省 9月9日前着

第一四五号

氏家ヨリ露領林業組合ヘ左ノ通

本日午後ヨリ約三時間団体契約ニ付協議セリ

当方ヨリ提出セル改正案ハ現契約中不明瞭ナル点ヲ改メタル上合法ヲ旨トシ事業ニ適セシメ且争議ヲ防ク目的ヲ以テ改メタルモノナレハ本案ヲ以テ審議スル様極力提議セリ組合長「ラ」氏ハ之ニ對シテ若シ改正案カ現契約ニ比シ勞働者ノ物質的状態即チ労銀各種報酬手当等ノ条件ヲ悪化セサルコトヲ基本トスルモノナラハ協議ニ応スル旨言明シタル同時ニ之ニ付当方ノ即答ヲ求メタリ

当方ハ之ヲ言下ニ拒絶シ改正案ノ逐条審議ヲ主張シタルニ組合長之ヲ諒トシ來ル十日會議ヲ開クコトニ決定セリ「ラ」氏ハ尚右ノ旨本社ニモ通報アリタシト希望セリ組合ノ態度強硬ナリ

94 昭和3年9月17日 在ハバロフスク山口總領事より
田中外務大臣宛(電報)

団体契約改訂交渉の経過報告

ハバロフスク 9月17日後発
本 省 9月18日前着

第一四七号

今回露領林業会社ヨリ団体契約改訂ノ目的ヲ以テ当地ニ派遣セラレタル氏家及佐藤ハ本件ニ關シ當地職業組合ト両三回ニ涉リ協議ヲ重ネタル処林業側ハ昨年締結シタル團契ノ項中意義曖昧ニシテ解釈上疑義ヲ生シ易キ点多々之カ現場ニ於テ幾多ノ紛議頻出シタルト契約ノ条件カ「ダリレス」ノ夫レニ比シ甚シク不利ニシテ到底採算ノ余地無ク遂

協定ハ中央ニ報告ノ上行ハン事ヲ提議シ来レルカ十日ノ會議ニテ遂ニ左ノ通協定成立ス

最低賃銀二十留四旧係数二、五、旧係数二、三、組合費合計三「パーセント」(昨年ハ四「パーセント」半)期間ハ十月一日ヨリ来年九月一日迄十一月間尚十三日調印ノ筈

在露大使、亞港、オハ、浦潮ヘ転電セリ

92 昭和2年10月13日 在ハバロフスク川角総領事代理より
田中外務大臣宛(電報)

賃金問題等に関する団体契約の調印について

ハバロフスク 10月13日後発
本 省 10月14日後着

第二〇一号

往電第一八七号ニ関シ

林業組合ハ東京ニ於テ通商代表ヲ介シ當地農林職業組合ト予備協定ヲ遂ケタル結果成田、阿部両代表ヲ派遣シタルカ兩人ハ八日職業組合ト交渉続行シ書類調製ノ上十二日團契調印セリ

難関ナリシ主要事項左ノ通妥結セリ

第一四五号

ハバロフスク 9月8日後発
本 省 9月9日前着

氏家ヨリ露領林業組合ヘ左ノ通

本日午後ヨリ約三時間団体契約ニ付協議セリ

当方ヨリ提出セル改正案ハ現契約中不明瞭ナル点ヲ改メタル上合法ヲ旨トシ事業ニ適セシメ且争議ヲ防ク目的ヲ以テ改メタルモノナレハ本案ヲ以テ審議スル様極力提議セリ組合長「ラ」氏ハ之ニ對シテ若シ改正案カ現契約ニ比シ労働者ノ物質的状態即チ労銀各種報酬手当等ノ条件ヲ悪化セサルコトヲ基本トスルモノナラハ協議ニ応スル旨言明シタル同時ニ之ニ付当方ノ即答ヲ求メタリ

当方ハ之ヲ言下ニ拒絶シ改正案ノ逐条審議ヲ主張シタルニ組合長之ヲ諒トシ來ル十日會議ヲ開クコトニ決定セリ「ラ」氏ハ尚右ノ旨本社ニモ通報アリタシト希望セリ組合ノ態度強硬ナリ

第一四七号

今回露領林業会社ヨリ団体契約改訂ノ目的ヲ以テ当地ニ派遣セラレタル氏家及佐藤ハ本件ニ關シ當地職業組合ト両三回ニ涉リ協議ヲ重ネタル処林業側ハ昨年締結シタル團契ノ項中意義曖昧ニシテ解釈上疑義ヲ生シ易キ点多々之カ現場ニ於テ幾多ノ紛議頻出シタルト契約ノ条件カ「ダリレス」ノ夫レニ比シ甚シク不利ニシテ到底採算ノ余地無ク遂

日本森林木橋企業の年度事業成績ノ作業ノ開始後レシ為
頗ル不良ニシテ造材石数ハ予定ノ三分ノ一二過キス普通造
材期間ハ三ヶ月乃至三ヶ月半ナルニ反シ同企業ノ造材期間
ハ僅カ四十八日ナリキ労働者待遇ハ団体契約違反事項ノ頻
発セル点ヨリ見テ満足スヘカラス宿舎用「バラック」ハ冬
半ニ至リ漸ク竣工シタル程ニテ住宅条件ノ惡シキコト思半
ニ過クルモノアリ医療設備ハ不完全ニシテ根本的改善ノ要
アリ無用ナル食欲昂進薬乃至サマテ必要ヲ感セサル痔疾用
坐薬ノ如キモノノミ多クシテ肝心ノ沃度繃帶等ハ常ニ皆無
ナリ

電気機業全社ノ同依契約言文渉ノ經過並同交渉決裂ノ経緯ハ往電第一四五号及第一四七号ニテ既ニ御承知ノコト存スル処右ニ関シ当地発刊極執委員会機関紙ハ職業組合ノ立場ヲ弁護シ同会社ノ反省ヲ促ス意味ノ記事ヲ前後二回ニ亘リ略同一内容文ヲ以テ掲載セルニ付御参考迄同記事要旨左記ノ通訳報ス

ト共ニ同代表カ組合側当然ノ要求ヲ拒絶セル為會議ノ決裂ヲ見ルニ至レルヲ甚タ遺憾トシ二回ニ亘リ極執機閥紙上ニ於テ自己ノ立場ヲ弁明セリ林業側亦依然トシテ自説ヲ固執シ何等妥協ノ途ヲ打開スルニ至ラス林業側ハ遂ニ本社ノ指図ヲ仰キタル処本社ヨリ当地引揚ノ命ニ接シ昨十六日一先ツ浦潮ニ向ケ出発シ同地ニ於テ更ニ本社ノ命ヲ待ツコトトナレリ

ニ本年度ニ於テ多大ノ損失ヲ招キタリトノ理由ヲ以テ契約ノ条項ヲ根本的ニ改正セんコトヲ主張シ組合側ハ契約中意義曖昧ノ点アルコトハ之ヲ認メ居ルニ付之カ補正ニ何等異議無キモ根本的改正ハ今後一個年ノ経験ヲ積ミタル上之ヲ譲リ度キ旨ヲ主張シタルカ兎ニ角一応林業側ヨリ提出シタル改正案ヲ受ケタリ然ルニ次回ノ會議ニ於テ組合側ハ契約ノ条件カ苟モ從来ノ条件ニ比シ労働者ノ不利トナルカ如キル改進ニ、色々ニ容忍ノ准キ旨ヲ以テ林業側ノ是義ヲ巨色スレ

ウラジオストック 9月19日後發
本省 9月19日後着

然ルニ利権会社代表ハ住宅条件・医療設備・物資配給等ノ改善ノ必要ヲ自認シナカラ労働条件ヲ悪化スル团体契約ノ根本的改正ヲ要求シ若シ改正案容レラレスハ事業経営上ノ採算

多条項ノ増補ヲ必要トス
而シテ利権企業地ニ於ケル生活費カ三割方昂騰シタルハ賃
金引上ノ必要ヲ如実ニ物語ルモノナリ組合ハ利権会社カ昨
年度所謂創業初年度ニシテ作業進捗セス予期ノ成績ヲ取メ
得サリンニ鑑ミ事業ノ拡張及財の基礎ノ確立ヲ容易ナラン
ムル為利権会社代表ニ提議スルニ労働条件及物質的補償ヲ
現行団体契約規定ノ儘トシ該契約ヲ延長センコトヲ以テセ
リ且組合ハ会社ニ対シ条文解釈上ノ紛議ヲ防止スル為字句
ノ修正ノ必要ヲ説キタリ

リ罹病スルモノ続出セリ從ツテ之カ影響ハ直チニ労働能率及賃金ニ現ハレタリ

外務大臣男爵 田中 義一殿
露領林業会社ノ団体契約改訂交渉経過ニ関ス
ル露紙記事訊報ノ件

公第二三五號
（10月1日接受）

露領林業会社黒田、梅浦へ依頼電左ノ通
一六四電見タ「ソユーズ」ノ主張ハ横暴ナリ此ノ際姑息ノ
手段ヲ取ルハ将来ニ禍根ヲ貽ス虞アリ現契約ヲ本月限り断
然無効トシ十月ヨリ既設労働法ニ依リ度シ目下弁護士ト研
究中ナリ本件ハ秘密ニセラレタシ

三 日ソ利権問題

ナキ故作業ヲ中止スルヨリ外ナシト威嚇セリ而モ同代表ハ今ニ至リ会社昨年度欠損ノ原因カ造材不振ニアリトスル前言ヲ翻シ同原因カ不利ナル団体契約条件ニアリト發表セリ組合ハ利権会社ノ立場ヲ考慮シ出来ル限り事業ノ展開ニ好都合ナル条件ヲ提供セント努メ居ルモ利権会社代表ハ組合ノ真意ヲ解セス労働条件ヲ昨年度ノ平準ニ置クノ当然過クル程当然ナル組合ノ要求ヲ拒否シ交渉ヲ危機ニ瀕セシメタルハ甚タ遺憾ニシテ殊ニ造材期ニ直面セル今日真ニ憂慮ニ堪ヘス

本信写送付先 在露大使、在浦潮総領事

97 昭和4年3月26日 田中外務大臣より
在ソ連邦酒匂臨時代理大使宛（電報）
露領林業会社の利権契約および団体契約改訂
交渉援助方訓令

第八三号 本省 3月26日後発

露領林業会社ヨリ本年度ハ事業ヲ中止シ其ノ間ニ利権契約及団体契約ノ根本的改訂ヲ計ルコトシ去ル一月中露国大使及商務官ヲ経テ露國政府當局へ右改訂方申込ミタルモ未

ノ後当業者カ方針ヲ変更シタルモノト察シ話ヲ打切りタル趣ナリ

就テハ果シテ當業者ハ前記ノ如キ申出ヲ為シタル次第ナリヤ當方参考迄ニ回電アリ度シ

99 昭和4年4月13日 在ソ連邦酒匂臨時代理大使より
本中外務大臣宛（電報）
森林の利権対象よりの除外に関するソ連側意向について

第一六三号

100 昭和4年4月23日 田中外務大臣より
在ソ連邦酒匂臨時代理大使宛（電報）
露領林業会社の森林利権契約および団体契約
改訂の希望について

第一一三号 本省 4月23日後発

貴電第一六二号ニ関シ

森林の利権対象よりの除外に関するソ連側意向について

第一六三号

往電第一六二号会談ノ際「クサンドロフ」ハ川谷ニ対シ客年（脱）森林利権ハ日本利権ノ外諾威和蘭英國ノ三個ノ合弁？利権アリタルカ其ノ後右三個ノ利権ハ蘇側ニ於テ買取り現在ニテハ日本ノモノノミトナレリ森林利権ハ悉ク不績ナルモ利権者ノ満足スルカ如キ条件ヲ与フルコトハ国内ノ関係ニ於テ能ハサル事情アリ将来ハ利権目的物中ヨリ森林ヲ除ヌルニ至ルヘシトノ旨ヲ洩シタル趣旨ナリ

タニ何等回答ニ接セス将来ノ事業計画樹立上甚タ不安ナルニ付此際露國政府ニ対シ同社ノ希望達成ノ為可然口添ヲ得タキ旨願出タルニ付テハ右可然御取計アリタシ

98 昭和4年4月13日 在ソ連邦酒匂臨時代理大使より
田中外務大臣宛（電報）
我が方林業利権者の駐日ソ連通商代表への申出内容確認方照会

モスクワ 4月13日後発
本省 4月14日後着

第一六二号

貴電第八三号ニ関シ

十三日川谷商務官ヲシテ利権局總裁「クサンドロフ」ニ對シ御来示ノ趣旨ニ依リ申入レヲ為サシメタルニ「ク」ハ恰モ同日朝東京通商代表ヨリ電報ニ接シタルカ右電報簡単ニシテ詳細ハ明カナラサルモ日本林業利権者ハ利権ヲ放棄シテ之ヲ「ダリレス」ノ經營ニ委シ之ニ金融上ノ援助ヲ与フルコトトシテ其ノ出材販売権ヲ獲得スルコトトシ度旨ノ希望ヲ申出タルモノト解セラル依テ右ニ對シテハ一週間以内ニ何分ノ回答ヲ發スル積リナリト答ヘタルヲ以テ川谷ハ其

タニ何等回答ニ接セス将来ノ事業計画樹立上甚タ不安ナルニ付此際露國政府ニ対シ同社ノ希望達成ノ為可然口添ヲ得タキ旨願出タルニ付テハ右可然御取計アリタシ

101 昭和4年5月22日 田中外務大臣より
在ソ連邦酒匂臨時代理大使宛（電報）
森林利権契約および団体契約の根本的改訂に
関するソ連側意向打診方訓令

第一四九号

往電第一一三号ニ閲シ

林業会社ニ対シ露國側ヨリ今以テ何等ノ回答ナキ趣ノ処先
方ニ於テハ利権契約及団体契約ノ根本的改訂ニ応スル意向
ナキ次第ナリヤ会社ニ於テ腹ヲキメル必要アルニ付至急御
突止メノ上回電アリタシ

102 昭和4年6月20日 在ソ連邦田中大使より

田中外務大臣宛(電報)

ソ連側の森林利権および団体契約改訂拒否の

意向について

モスクワ 6月20日後発
本 省 6月21日前着

第二九〇号

貴電第一一三号ニ関シ(露領林業利権及団体契約改訂ノ件)
外務部ヲ經テ中央利権局ノ意向問合中ナリシ処同局ニハ最

近総裁交迭等ノ事情アリタル為回答遅延セルモ同局ハ既ニ
本件契約改訂ニ関スル利権者ノ申出拒絶方東京利権委員
会ニ発令シタル旨並ニ目下東京ニ於テ「ダリレス」トノ契

103 昭和5年8月11日 在ソ連邦各公館長宛

露領林業会社の利権契約解除に関する取極め訳

文送付

付記 昭和5年7月欧米局第一課

露領林業会社利権契約解除に關する取極め

昭和五年八月十一日

外務大臣男爵 幣原 喜重郎

在ソヴィエト連邦

田中大使殿

在浦潮斯德

緒方總領事代理殿

在アレクサンドロフスク

坂部事務代理殿

在オハ分館

下村主任殿

在ハバロフスク

山口總領事殿

在オデッサ

田中領事殿

在ブラゴウエスチエンスク

泉領事代理殿

在ペトロパウロフスク

小柳領事代理殿

在ノヴォシビルスク

中村事務代理殿

欧一普合第一〇六四号

左記事項ニ付本取極ヲ締結セリ

第一条 千九百二十七年四月二日「ソヴィエト」社会主義
共和国連邦政府及露領林業組合ノ正當後継者タル日本露
領林業株式会社間ニ締結セラレタル利権契約ハ其ノ付録
及追加ト共ニ双方ノ合意ニ依リ本取極効力發生ノ時ヨリ
効力ヲ失ヒタルモノト見做ス

千九百二十七年四月二日露領林業株式会社及

「ソヴィエト」社会主義共和国連邦政府間ニ
締結セラレタル利権契約ノ解除ニ関スル取極

(昭和五年七月欧米局第一課作成)

千九百三十年五月三十日莫斯科市ニ於テ「ソヴィエト」社
会主義共和国連邦政府(以下政府ト称ス)ハ千九百三十年
五月十一日付「ソヴィエト」社会主義共和国連邦人民委員
会議決定(議定書第一四号一三四〇第四四項)ニ基キ行動

スル「ソヴィエト」社会主義共和国連邦最高国民经济會議
議長代理「エム・エル・ルヒモーウィチ」ニ依リ代表セラ

ル連邦最高国民经济會議ヲ他方日本林業株式会社(露領
林業株式会社)ハ千九百三十年二月四日在東京「ソヴィエト」
社会主義共和国連邦總領事館ニ於テ査証ヲ了シタル委
任状ニ基キ行動スル日本臣民柏木孤矢郎ヲ各其ノ代表トシ

第三条 露領林業株式会社ハ本取極第二条ニ記載セラル

負債二十二万三千四十九留五哥ノ弁済ハ利権者ノ処分シ
得ル借用物ニ非ラナル財産及建築物什器木材並会社カ購
入シ日本ヨリ利権地ヘ搬入シタル財産ヲ政府ヘ譲渡スル
コトニ依リ之ヲ行フ

第四条 利権者ハ本取極効力發生ノ時ヨリ一ヶ月以内ニ政
府ノ指定人ニ付シ本取極第三条ノ定ムル財産ノ譲渡ヲ行

政府へ引渡スヘキ財産ノ譲渡及受領ニ関シテハ右財産ノ受領者及譲渡者ノ署名シタル文書ヲ作成ス

利権者ハ財産ノ譲渡ヲ完了スル迄其ノ保管及整備ニ要スル費用ヲ負担ス

第五条 政府ハ利権者カ千九百二十九年十月一日現在利権決算表添付ノ財産表ニ記載セラル家畜ハ之ヲ千九百三十年ニ於ケル航行杜絶ニ至ル迄許可料支払ノ上無税ニテ国外ニ搬出スルカ若クハ之ヲ国内市场ニ於テ売却スルコトニ同意ス但シ後者ノ場合ニ於テハ利権者ハ売却ニ依リテ得タル金額ヲ国外ニ携帶スル權利ヲ有セス右家畜搬出ノ許可証ハ本取極第三条及第四条ニ依リ政府へ財産ヲ譲渡シタル日ヨリ一ヶ月半以内ニ利権者ニ対シ之ヲ交付ス

第六条 双方ハ効力ヲ失ヒタル千九百二十七年四月二日付利権契約ニ関連シ第三者ノ為スコトアルヘキ一切ノ要求ニ対シテハ總テ露領林業株式会社其ノ責任ヲ負フ但シ政府諸機関ノ要求（財務諸機関ノ租税及租税外収入ニ関スル要求ヲ含ム）ニ対シテハ政府其ノ責任ヲ負フコトニ同意ス

ノト見做ス

千九百三十年五月十一日付決定（議定書第一四号—三四〇第四項）ニ基キ「ソヴィエト」社会主义共和国連邦

人民委員会議ノ全権委任ニ依リ

「ソヴィエト」社会主义共和国連邦最高国民經濟會議
議長代理 「ルヒモーウィチ」（署名）

千九百三十年二月三日付露領林業株式会社ノ委任状ニ依リ 柏木 孤矢郎（署名）

千九百三十年五月十一日付決定（議定書第一四号—三四〇第四項）ニ基キ「ソヴィエト」社会主义共和国連邦

並其ノ付録及追加ヨリ生スル如何ナル要求ヲモ他方ニ対シ有セス且将来有セサルコトヲ声明ス

第八条 本取極ハ「ソヴィエト」社会主义共和国連邦人民委員会議及利権者ニ依リテ全権ヲ委任セラレタル者カ署名シ且外務人民委員部之ヲ確認シタル後効力ヲ發生ス

第九条 本取極ニ対シ利権者ハ本取極第二条ニ記載セラル金額ノ二分ノ一「パーセント」ニ相当スル印紙税ヲ支払フモノトス

第十条 本取極ノ正本ハ「ソヴィエト」社会主义共和国連邦人民委員会議事務局ニ保存シ利権者ニ対シテハ證明ヲ経タル副本ヲ交付ス

第十二条 双方ノ法律上ノ宛名ハ左ノ如シ

政府側……莫斯科「プローシチャヂ・ノーギナ」最高國民經濟會議

利権者側……浦潮斯德「コソーリ・ペレウロク」六番

右宛名ハ双方ニ対シ義務的ノモノニシテ右宛名へ発送セラレタル通信ハ受信者ノ受領書アルトキハ手交シタルモ